

士別市議会BCP
【業務継続計画】

令和4年12月

目 次

1. 議会における業務継続計画（BCP）の必要性と目的	1
2. 議会BCPの発動基準	2
3. 災害等発生時における議会及び議員の行動指針	3
4. 士別市議会災害等対策会議	3
5. 災害等発生時における議会及び議員等の役割	5
6. 災害等発生時の行動基準	7
7. 災害等発生時における議案審議継続のための手順	7
8. 議員派遣の手続き	7
9. 計画の見直し	7
○災害等発生時対応フロー図	8
○別紙1 議会BCP行動基準【地震・風水害・大雪編】	9
1. 対応段階の設定	9
2. 対応段階に応じた行動基準	9
3. 議員の参集基準	11
4. 行動基準の準用	11
【地震・風水害・大雪編】初動期における議員の行動フロー	12
○別紙2 議会BCP行動基準【感染症編】	10
1. 対応段階の設定	13
2. 警戒ステージに応じた行動基準	13
3. 感染者または濃厚接触者発生時の対応	16
4. 感染者及び濃厚接触者に関する情報公開	16
【感染症編】発生・流行時における議員の行動フロー	18

Ⅰ. 議会における業務継続計画（BCP）の必要性と目的

業務継続計画（Business Continuity Plan 以下「BCP」という。）は、平成 23(2011)年 3 月に発生した東日本大震災を契機に、その策定が全国の地方自治体や地方議会にも広がりを見せました。

本市は災害が少ない地域であり、地震については震度 2 までの揺れがごくまれにある程度で被害の発生は無く、また、大雨や台風などによる発災も比較的短期間に収束することが多く、これまでは議会活動に大きな支障が出ることはなく、議会として BCP を策定するまでに至っていませんでした。

しかしながら、近年は気候変動等の影響により、全国的に自然災害が大規模化・多発化・激甚化する傾向にあり、本市においても洪水や土砂災害、暴風雪などで、経験したことのない大災害が今後起こり得ることも想定しておかなければなりません。

また、令和 2 (2020)年には、新型コロナウイルス感染症が世界的に流行し、大規模災害に匹敵するほどの脅威となっています。本市においても市民の生命及び健康を守る対策を徹底することの重要性が深く認識され、行政のみならず議会においても感染症対策等への取り組みを停滞無く進めることが求められています。

このような状況の中、いつ起こるか分からない大災害や新型の感染症といった脅威に直面した際にも、迅速かつ適切な議会活動を継続し、議会としての役割や責務を果たすことができるよう、土別市議会として「どのように行動すべきか」といった指針が必要と考え、「土別市議会 BCP（業務継続計画）」を策定するものです。

2. 議会BCPの発動基準

議会BCPは、次の災害等が発生し、市災害対策本部等が設置された後、議長が必要と判断したときに発動することを原則とする。

災害等種別	内 容
地震	・地震発生により、総合的な応急対策を必要とするとき。
風水害 大雪	・気象警報、または気象特別警報が発表され、相当規模の災害が発生したとき
感染症	・厚生労働省が定める指定感染症、新感染症、新型インフルエンザ等感染症で、措置を講じなければ市民の生命及び健康に重篤な影響を与えるおそれのあるものが発生したとき
その他	・大規模な火災、爆発、テロ行為等により、相当規模の災害が発生したとき ・その他議長が必要と認めるとき

【参考】市における災害対策本部等の設置基準

○自然災害（土別市防災計画から抜粋）

市長は、災害対策基本法第23条第2項の規定により、次の設置基準に該当すると認める場合に災害対策本部を設置する。

- ①災害が広範囲にわたり、又は拡大するおそれがあるとき。
- ②気象警報等が発せられ、天塩川、剣淵川、犬牛別川、温根別川のいずれかの河川において氾濫注意水位を超え、さらに水位が上昇すると予想されるとき。
- ③強力な組織で災害応急対策を実施する必要があるとき。（大規模停電災害時含む。）

○感染症蔓延（土別市新型インフルエンザ等対策業務継続計画から抜粋）

政府対策本部が緊急事態宣言を行った場合、市は速やかに土別市新型インフルエンザ等対策本部を設置する。

3. 災害等発生時における議会及び議員の行動指針

(1) 議会

議会は、市内で大規模な災害等が発生した非常事態時においても、議会の機能を停止することなく、適正かつ公正に議会を運営する必要がある。

また、災害等発生時の初動期対応から復旧・復興期の各段階においても様々なケースを想定し、必要に応じて審議・調査等が行えるよう体制を整えておかなければならない。

(2) 議員

議員は、議会が議決機関としての機能を維持するために、その構成員としての役割を担っている。

また、災害等発生時には、地域の一員として対応等を行いながら、地域の被災状況や要望等の情報収集及び市民への正確な情報提供に努めなければならない。

(3) 市との連携・協力

災害等発生時においても、議会の役割である行政監視機能と議決機能を適正に実行するためには、正確な情報を早期に収集・確認することが必要である。そのため、議会と執行機関は、それぞれの役割を踏まえて、災害等の情報共有を図ることができる連絡・協力体制を整え、災害等に対応するものとする。

なお、災害等が発生した初期段階においては、市の職員は情報収集や応急対策業務などに奔走し混乱状態にあることが予想される。このことから、市が初動活動や応急対応に専念できるよう、災害等の情報収集及び要請等の行動については、議員が個々に行うのではなく、その状況と必要性を見極めたうえで議会として集約し対応するものとする。ただし、救助・救命にかかる緊急性のある情報については緊急通報するなど、関係機関に直接連絡するものとする。

4. 士別市議会災害等対策会議

(1) 設置

- ① 議長は、議会BCPの対象となる災害等が発生したときは、市災害対策本部等の設置後、必要と認める場合に士別市議会災害等対策会議（以下「議会対策会議」という。）を設置する。議会対策会議は、議長室において行う。
- ② 上記以外の場合においても、議長が必要と認めるときは、議会対策会議を設置することができる。
- ③ 議長は、災害等の対策が完了したと判断したときは、議会対策会議を廃止する。

(2) 構成

- ① 議会対策会議は、議長、副議長、会派代表者及び会派に属さない議員をもって構成する。
- ② 議長は議会対策会議を代表し、その事務を統括する。
- ③ 副議長は議長を補佐し、議長に事故あるときはその職務を代理する。
- ④ 議長は、必要と認める場合、その他の議員に参加を求めることができる。

(3) 所掌事務

- ① 議員の安否確認を行うこと。
- ② 議員からの災害等の情報を収集・整理し、市災害対策本部等に提供すること。
- ③ 市災害対策本部等からの情報を収集し、議員に提供すること。
- ④ 市災害対策本部等からの依頼事項に関すること。
- ⑤ 本会議、委員会等の開会、議会関連諸行事の開催及び参加に関すること。
- ⑥ その他議長が必要と認める事項に関すること。

(4) 情報の共有及び協議・調整の場

議会対策会議は、議会、議員、及び市災害対策本部等の間において、情報の共有や協議・調整を行うため、必要に応じて議長に議員全員協議会の開催を要請することができる。

(5) 設置及び廃止の周知

議会对策会議を設置、または廃止した場合には、その旨を議員及び市に通知するとともに、士別市議会ホームページ等を通じて市民に対しても広く周知する。

5. 災害等発生時における議会及び議員等の役割

(1) 議会の役割

① 議会对策会議を通じて次の事項を行う

ア 議員から提供された地域の被災状況等の情報を、士別市災害対策本部等（以下「市災害対策本部等」という。）に提供する。

イ 市災害対策本部等からの災害等の情報を全議員に伝達する。伝達は、議会用ICT端末（以下「タブレット」という。）に送信することを基本とする。

② 復旧・復興に向け、必要な予算を速やかに審議できるよう、議会機能を維持する。

③ 市災害対策本部等と連携・協力し、国や道、その他の関係機関に対して要望等を行う。

④ 災害等が発生したときは、市が迅速かつ適切な災害等の対応に専念できるよう、必要な協力・支援を行う。

(2) 議長の役割

① 議会对策会議の設置は議長が決定する。ただし、議長が決定することが困難な場合は、次の順位の代理者が決定する。

順位	代理者
1	副議長
2	会派代表者のうち期数の多い順かつ年長者順

② 議会对策会議の設置を決定したときは、その旨を全議員に連絡するとともに、議会对策会議の委員を招集する。

- ③ 議会の災害等の対応に関する事務を統括する。議長が不在、または登庁できない場合の議会BCPに関する意思決定は、次のとおりとする。

順位	代理者
1	副議長
2	会派代表者のうち期数の多い順かつ年長者順

- ④ 市災害対策本部等及び議員との情報共有に努めるとともに、連絡・連携を図る。

(3) 議員の役割

- ① 災害等が発生したときは、自らの安否、居所、被害状況等を議会对策会議に報告し、連絡体制を確立する。
- ② 居住地もしくは最寄りの避難所運営のほか、各地域の災害等の支援活動に協力し、また、被災者に対する相談及び助言等を行う。
- ③ 被災及び避難所等の状況について、必要に応じて議会对策会議に報告する。

(4) 議会事務局の役割

- ① 災害等の発生、または発生が見込まれる場合、議会事務局（以下「事務局」という。）職員は次表により必要な初動対応にあたる。

勤務時間内	平日の勤務時間外、休日
<ul style="list-style-type: none"> ・自身の安全確保 ・来庁者の避難誘導 ・議員の安否確認 ・議場等の施設及び設備の被害状況の確認 	<ul style="list-style-type: none"> ・自身と家族の安否及び住居等の被災状況の確認 ・議員の安否確認及び住居等の被災状況の確認 ・議場等の施設及び設備の被害状況の確認

- ② 議会对策会議が設置されたときは、会議の運営を支援する。
- ③ 事務局の災害対応に関する事務は、事務局長が統括する。事務局長が不在、または登庁できない場合は、事務局総務課長が職務を代理する。

6. 災害等発生時の行動基準

- (1) 地震、風水害、大雪及びその他の災害が発生した場合の行動基準は、別紙1のとおりとする。
- (2) 感染症が発生した場合の行動基準は、別紙2のとおりとする。
- (3) 災害等の対応にかかる情報収集・連絡は、タブレット等を積極的に活用するものとする。

7. 災害等発生時における議案審議継続のための手順

災害等発生時においても議会機能を維持し、予算等の重要議案の審議が遅れて市政運営に支障が生じないようにするため、災害時の本会議招集、議案審議・採決に関する手順を、次ページの「災害等発生時対応フロー図」のとおりとする。

8. 議員派遣の手続き

議長は、議会对策会議を設置したときは、その構成員となる議員の活動について公務災害補償等の対応を適切に行うため、速やかに士別市議会会議規則第162条に規定する議員の派遣の手続きを行うものとする。

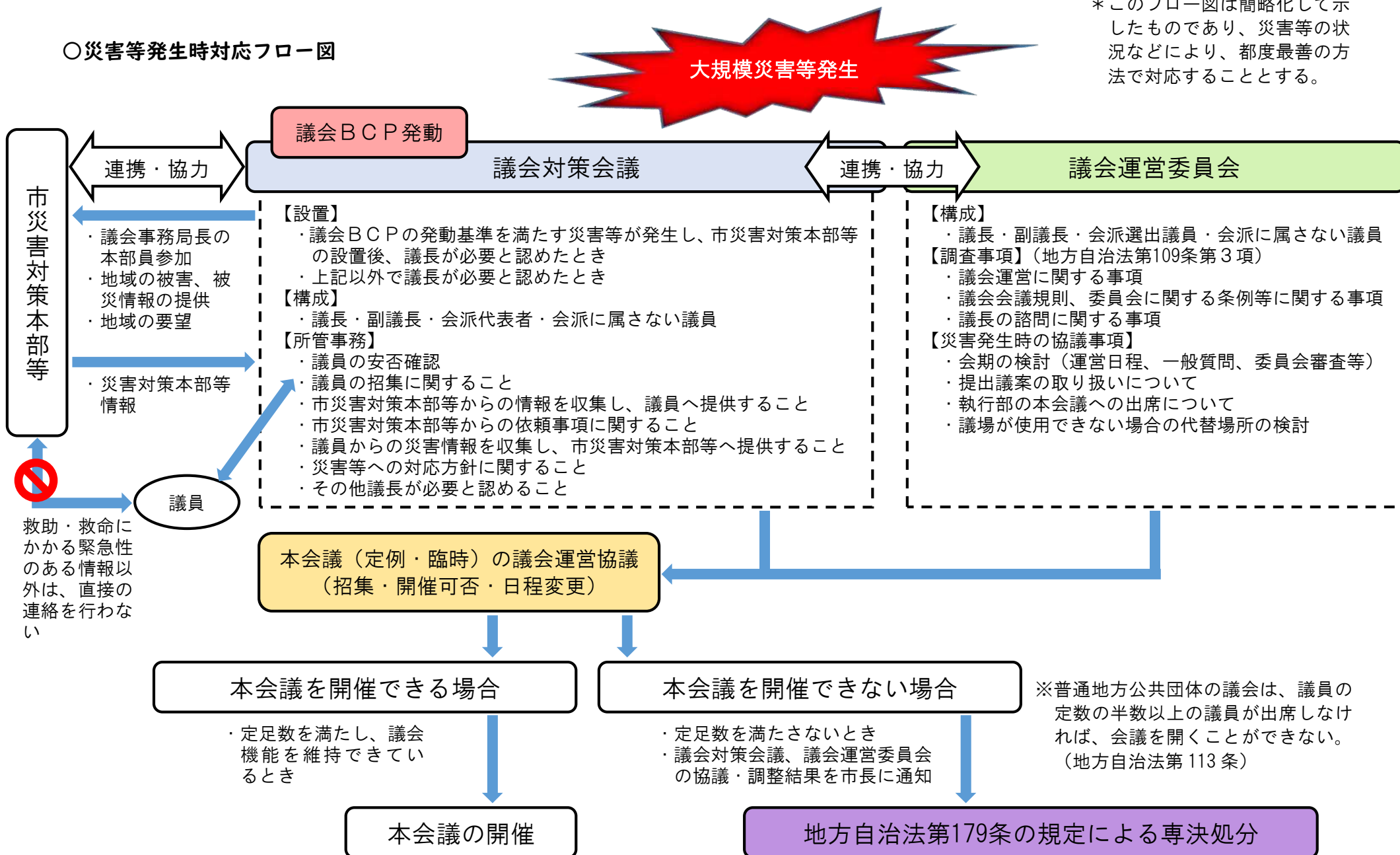
ただし、公務性は活動の内容により判断されるため、議員においては二次災害が起こらないように十分留意し行動すること。

9. 計画の見直し

- (1) 議会BCPをより実効性のあるものとするため、災害時における議会と事務局の体制（行動基準・通信体制等）の検証・点検を行い、必要の都度見直しを行う。
- (2) 議会BCPの見直しは、議会对策会議を中心に行うものとする。

○災害等発生時対応フロー図

*このフロー図は簡略化して示したものであり、災害等の状況などにより、都度最善の方法で対応することとする。



※普通地方公共団体の議会は、議員の定数の半数以上の議員が出席しなければ、会議を開くことができない。（地方自治法第113条）

議会 B C P 行動基準 【地震・風水害・大雪編】

1. 対応段階の設定

刻々と変化する状況に迅速に対応するため、対応段階を次のとおりと定め、各段階に応じた行動を実施する。

対応段階	状態
予 測 期	発災前
初 動 期	発災からおおむね3日
応 急 期	発災4日から7日
復旧・復興期	発災8日から1か月

2. 対応段階に応じた行動基準

予測期（発災前）

- (1) 議員及び事務局は、災害の発生があらかじめ予測される場合は、事前に議員・事務局職員の行動基準を確認する。
- (2) 議員及び事務局はタブレット等を活用し、情報を相互に確認できる体制を事前に整える。

初動期（発災からおおむね3日）

○本会議や各種委員会、その他議員が参加して行う会議（以下「会議等」という。）を開会中の場合

- (1) 議長及び委員長等（以下「議長等」という。）は、直ちに会議等を休憩し、出席者及び傍聴人等の安全を確保する。
- (2) 議長等は、災害の状況により、その日の会議等を閉じる。
- (3) 議長は速やかに議会对策会議の設置を判断、決定する。
- (4) 議長等は、必要に応じて議員を待機させる。

○会議等を開いていない場合、または議員が登庁していない場合

- (1) 議長は速やかに議会对策会議の設置を判断、決定する。
- (2) 議長は速やかに議会对策会議を設置した旨を全議員に連絡する。
- (3) 議会对策会議の構成議員は、直ちに登庁するよう努める。登庁することが困難な場合は、速やかに議長にその旨を報告するよう努める。
- (4) 議会对策会議の構成議員以外の議員は、「3. 災害等発生時における議会及び議員等の役割 (3) 議員の役割」に基づき行動する。

応急期（発災4日から7日）

- (1) 議会对策会議は、次の事項について情報の一元化を図る。
 - ① 議員から提供された地域の災害情報を集約・整理し、市災害対策本部等に提供する。
 - ② 市対策本部等から提供された災害情報を全議員に提供する。
 - ③ その他必要な情報を収集し、全議員に提供する。
- (2) 議会对策会議は、本会議（臨時会議・定例会議）、委員会、会派の活動、議会行事等について、議会（議員）の活動方針を協議する。
- (3) 議会对策会議は、その他必要な事項について協議し、議員に指示する。

復旧及び復興期（発災8日から1か月）

- (1) 議会对策会議は、市災害対策本部等の活動に配慮した上で、必要に応じて被災や復旧の状況及び今後の災害対応等について説明を求める。
- (2) 議会对策会議は、市災害対策本部等から提供された災害情報を全議員に提供する。
- (3) 議会对策会議は、本会議（臨時会議・定例会議）、委員会、議会行事等について、災害対応に関する議会（議員）の活動方針を協議する。

(4) 議会は、迅速な復旧及び復興の実現に向け、必要に応じて国や道、その他関係機関に対して要望活動を行う。

(5) 議会は、復旧及び復興が迅速に進むよう、市民の意見・要望等を踏まえながら、必要に応じて市災害対策本部等に対して提案・提言・要望等を行う。

3. 議員の参集基準

議員は、議会对策会議、または事務局から指示・連絡があった場合には、自身と家族の安全を確保した上で速やかに参集するものとする。自身や家族の被災、住居被害等により参集できない場合は、それらへの対応後に参集することとする。

参集が不可能な場合には、その旨を事務局に報告するとともに、常に連絡が取れる体制を確保すること。

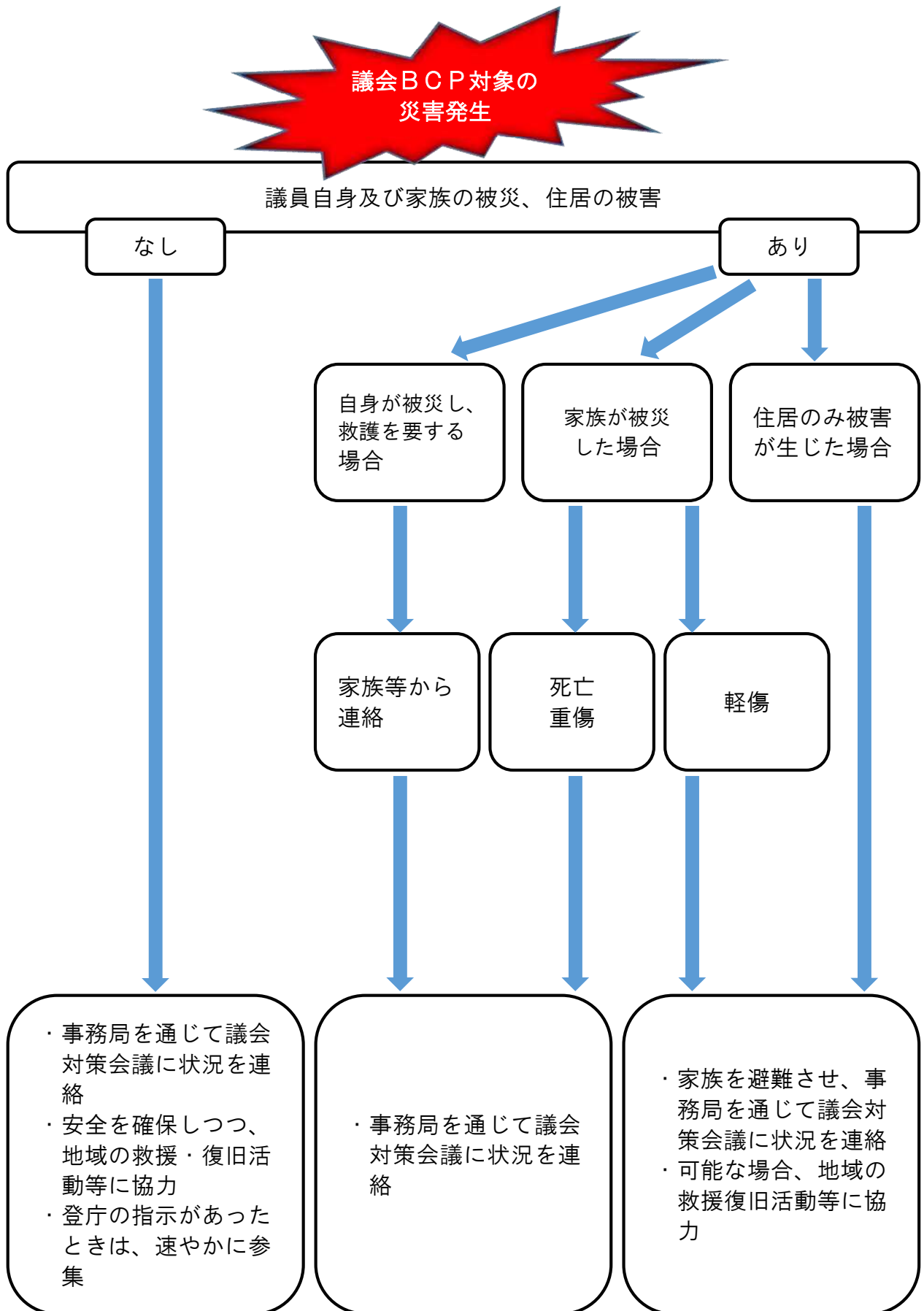
(1) 参集の手段は、二次災害防止の観点から、徒歩・自転車・オートバイを原則とする。ただし、安全かつ迅速に参集するため、被害状況、気象状況、参集距離によっては自家用車の使用を認めるが、慎重な判断を行うこと。

(2) 参集時の服装は、応急活動ができる服装（作業服・雨合羽・防寒着等）で、安全な靴や帽子、手袋を装着するよう心掛ける。なお、水害の発生により活動する際、長靴は中に水が入ると歩きにくく、脱げてしまう場合もあるなど、かえって危険を伴うこともあるため、状況に応じた靴を選ぶこと。

4. 行動基準の準用

大規模な火災、爆発、テロ行為等による相当規模の災害が発生したときは、この行動基準を準用する。

【地震・風水害・大雪編】初動期における議員の行動フロー



議会 B C P 行動基準

【感染症編】

1. 対応段階の設定

刻々と変化する状況に迅速に対応するため、市が定める「士別市新型インフルエンザ等対策業務継続計画（令和2年9月）」、及び北海道が設定する「新型コロナウイルス感染症に関する北海道におけるレベル分類」を参考に、各段階に応じた行動を実施する。

警戒ステージ	状態	対応の考え方
レベル0	新規感染者数ゼロを維持できている	新規感染者数ゼロを維持していくため、基本的な感染防止行動の実践を促進する
レベル1	一般医療が安定的に確保され、感染症に対応できている	特に感染リスクが高まる場面や行動などに留意して、基本的な感染防止行動の実践を働きかける
レベル2	新規感染者の増加が見られ、医療の負担が生じ始めている	感染状況を踏まえ、感染リスクが高まる場面や行動を回避するよう、必要な要請等を行う
レベル3	一般医療を相当程度制限しなければならない	基本的対処方針に基づき、まん延防止等重点措置の下で強い制限を伴う要請を行う
レベル4	一般医療を大きく制限しても感染症に対応できない	基本的対処方針に基づき、さらに強い制限を伴う要請を行う

2. 警戒ステージに応じた行動基準

レベル0

- (1) マスクの着用、手洗い、手指消毒、うがい、咳エチケット等の基本的な感染防止行動の実践の促進。

レベル1

- (1) 体制の整備
 - ① 議会対策会議の設置について検討する。
- (2) 予防・蔓延の防止
 - ① 市議会ホームページ等を活用し、市民に対して蔓延防止の実践・徹底について発信する。

レベル2

(1) 体制の整備

- ① 議会对策会議の設置及び議会・議員の活動方針を協議し、決定する。

(2) 予防・蔓延の防止

- ① 議員の道外への視察（委員会及び会派によるものを含む。以下同じ。）は慎重に検討し判断する。感染拡大地域（レベル3以上相当を目安とする。以下同じ。）への視察及び出張は避ける。また、体調の変化に細心の注意を払い、異変を感じた場合は、速やかに医療機関を受診する。
- ② 道外からの視察等の受け入れは慎重に検討し、感染拡大地域からの受け入れは行わない。
- ③ 本会議等の傍聴希望者に対しマスクの着用、手洗い、手指消毒、うがい、咳エチケット等の基本的な感染対策について周知徹底を図る。
- ④ 議員及び事務局職員は、マスクの着用、手洗い、手指消毒、うがい、咳エチケット等の基本的な感染対策の実践を徹底するとともに、登庁前の検温を徹底する。

レベル3

(1) 体制の整備

- ① 議会对策会議を設置し、感染症の拡大防止対策及び議会・議員の活動方針を協議し、決定する。

(2) 予防・蔓延の防止

- ① 議員の道外への視察及び出張を規制する。やむを得ない事情により、感染拡大地域に滞在する場合は、事前に事務局に報告するとともに、現地での行動を記録する。
- ② 検温等による体調管理を徹底し、発熱がなくても異変を感じた場合は、速やかに医療機関を受診するとともに、事務局に結果を報告する。
- ③ 道外からの視察等の受け入れを規制する。
- ④ 本会議等の傍聴希望者に対しマスクの着用、手洗い、手指消毒、うがい、咳エチケット等の基本的な感染対策について周知徹底を図るとともに、可能な限りインターネット中継の利用を促す。

- ⑤ 議員及び事務局職員は、マスクの着用、手洗い、手指消毒、うがい、咳エチケット等の基本的な感染対策の実践を徹底するとともに、登庁前の検温を徹底する。
- ⑥ 議場、委員会室等の消毒を実施する。

レベル4

(1) 体制の整備

- ① 議会对策会議を設置し、タブレット等を活用したオンライン会議の実施、事務局職員のテレワーク等を検討する。

(2) 予防・蔓延の防止

- ① 議員の道外への視察及び出張を規制する。
- ② 不特定多数の人が接触する可能性の高い行事について、開催及び参加を規制する。やむを得ない事情により行事を開催または参加する場合は、事前に事務局に報告するとともに、現地での行動を記録する。
- ③ 検温等による体調管理を徹底し、発熱がなくても異変を感じた場合は、速やかに医療機関を受診するとともに、事務局に結果を報告する。
- ④ 市外からの視察等の受け入れを規制する。
- ⑤ 本会議等の傍聴希望者に対しインターネット中継の利用を促し、それでもなお傍聴を希望する者に対しては、議長の判断により対応等を検討する。
- ⑥ 議員及び事務局職員は、マスクの着用、手洗い、手指消毒、うがい、咳エチケット等の基本的な感染対策の実践を徹底するとともに、登庁前の検温を徹底する。
- ⑦ 議場、委員会室等の消毒を実施する。

3. 感染者または濃厚接触者発生時の対応

(1) 議員及びその同居家族が感染者または濃厚接触者と認定された場合

- ① 速やかに事務局に報告する。
- ② 感染が確認された場合は、医療機関等の指示に従い治療または経過観察を行う。また、治療の経過について、本人または家族から事務局に報告する。
- ③ 濃厚接触者と認定された場合は、医療機関等の指示に従い行動する。また、検温を実施するなど、自身及び家族の体調の変化に注意し、異変を察した場合は、速やかに医療機関等及び事務局に連絡する。

(2) 事務局職員及びその同居家族が感染者または濃厚接触者と認定された場合

- ① 速やかに事務局長に報告する。事務局長が感染者または濃厚接触者と認定された場合は、事務局総務課長に報告する。
- ② 感染が確認された場合は、医療機関等の指示に従い治療または経過観察を行う。また、治療の経過について、本人または家族から事務局長（事務局長にあっては事務局総務課長）に報告する。
- ③ 濃厚接触者と認定された場合は、医療機関等の指示に従い行動する。また、検温を実施するなど、自身及び家族の体調の変化に注意し、異変を察した場合は、速やかに医療機関等及び事務局長（事務局長にあっては事務局総務課長）に連絡する。

4. 感染者及び濃厚接触者に関する情報公開

議員、事務局職員及びそれらの同居家族が感染症に罹患した場合、不利益または差別的な取り扱いを受けないように留意した上で、必要に応じて次の情報を公開する。

(1) 議員

- ① 議員は活動範囲が広く、不特定多数との接触が考えられることから、新型コロナウイルス感染症等、接触による感染の可能性がある感染症については、症状・経過、行動歴・滞在歴について本人の承諾を得た上で可能な限り公表するよう努める。
- ② 年代及び性別の情報は、個人の特定につながることから公表は行わない。

(2) 事務局職員

- ① 令和4年1月31日付けで新型コロナウイルス感染症対策本部長(土別市長 渡辺英次) から通知のあった「新型コロナウイルスに感染した職員名等の庁内周知及び接触の報告について」(R4.10.11 取扱基準変更) 等、執行機関における職員の取り扱いに準じる。

【感染症編】 発生・流行時における議員の行動フロー

